

# 都市ガス業界の今後の取組みと 規制・制度改革要望

---

2012年1月12日  
一般社団法人日本ガス協会

## 「3.11」以降の我が国のエネルギー政策の主要課題

これまでの「3E（安定供給の確保、環境への適合、経済効率性）」に、新たな3つの視点を追加

<3E>

安定供給の確保

環境への適合

経済効率性



(1) エネルギーセキュリティの向上

(2) エネルギーシステムの改革

(3) 我が国の持続的発展に資する  
エネルギー需給体制の確立

## 今後の都市ガス業界の取組み

エネルギーセキュリティをさらに高めながら、  
新たなエネルギーベストミックスに向けた取組みを推進

### ①天然ガスシフト・高度利用の推進

- ・ **燃料転換・高度利用**による省エネルギー・低炭素化
- ・ **エネルギーマネジメント**による省エネルギー・低炭素化

### ②分散型エネルギーシステムの普及拡大

- ・ **再生可能エネルギー**の導入加速
- ・ 天然ガスコージェネを核とした**スマートエネルギーネットワーク**、  
スマートコミュニティの実現

### ③天然ガス普及拡大のための基盤強化

- ・ 安定的かつ低廉な**天然ガス資源の確保**
- ・ 国内**天然ガス供給ネットワーク**の整備

## 天然ガスシフト・高度利用の推進

欧米並みのベストミックス実現のためには、各部門での天然ガスの高度利用が重要

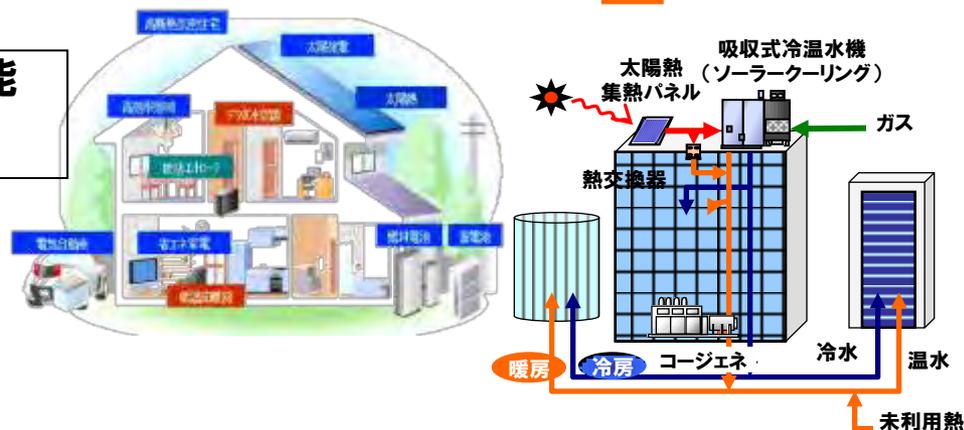
### ①産業部門における熱需要の天然ガス転換 (産業熱需要の現状天然ガス比率:10.7%)

- ・高度化(省エネ)エンジニアリングの展開  
「天然ガス燃料転換促進センター」の活用



### ②業務用・家庭用部門における高性能・高機能 ガスシステムによる省エネ・低炭素化

- ・再生可能/未利用エネルギーとの融合
- ・エネルギーマネジメントの導入拡大  
(HEMS・BEMSの導入・活用)



課題	規制・制度改革要望
<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業用需要の燃料転換のための環境整備</li> <li>・業務用・家庭用ガスシステムのコストダウン</li> <li>・災害時対応力の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ LNGサテライト設備の危険物施設との離隔距離緩和</li> <li>○ 家庭用燃料電池の技術基準に関する規制緩和</li> <li>◎ 集合住宅における小出力発電設備の要件緩和</li> <li>◎ 用途地域による危険物貯蔵の規制緩和</li> </ul>

## 天然ガスシフト・高度利用の推進

欧米並みのベストミックス実現のためには、各部門での天然ガスの高度利用が重要

### ③ 輸送部門におけるエネルギーの多様化

- ・天然ガス自動車（NGV）の普及拡大  
新たなCNG大型トラックの普及展開



天然ガストラック



### ・さらなる低炭素に向けた水素供給ネットワークの検討

- 燃料電池自動車（FCV）の普及のための  
水素供給インフラ（水素ステーション）の整備

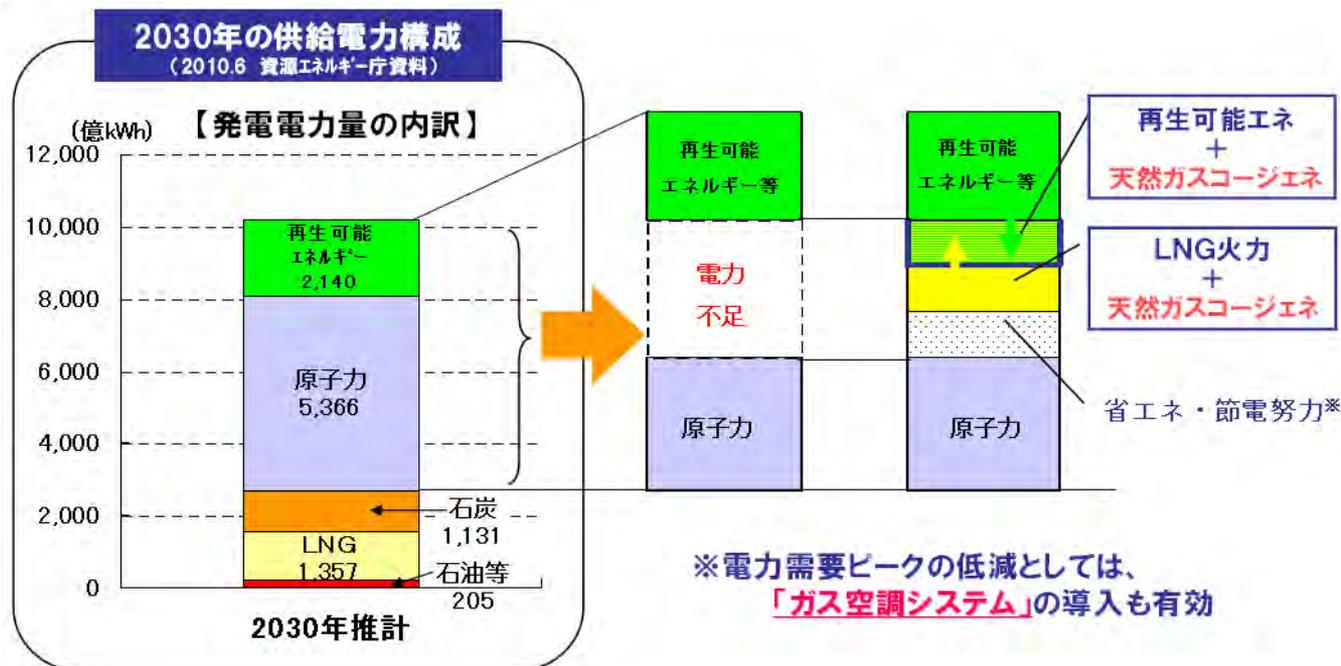


燃料電池自動車

課 題	規制・制度改革要望
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ NGVのコストダウン</li> <li>・ 海外規格との調和によるお客さま選択肢拡大</li> <li>・ 充てん所の拡大・増強</li> <li>・ NGVの走行距離の拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 天然ガス自動車の高圧ガス容器に関する保安基準への海外規格の追加</li> <li>○ 天然ガス自動車の容器再検査期間の変更</li> <li>○ 登録前の乗用車を天然ガス自動車に改造する場合に適用される試験のうち振動試験を免除する緩和</li> <li>◎ 圧縮天然ガス自動車の充てん設備の蓄ガス量上限の緩和</li> <li>○ 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の充てん終了圧力の緩和</li> </ul>

## 分散型エネルギーシステムの普及拡大

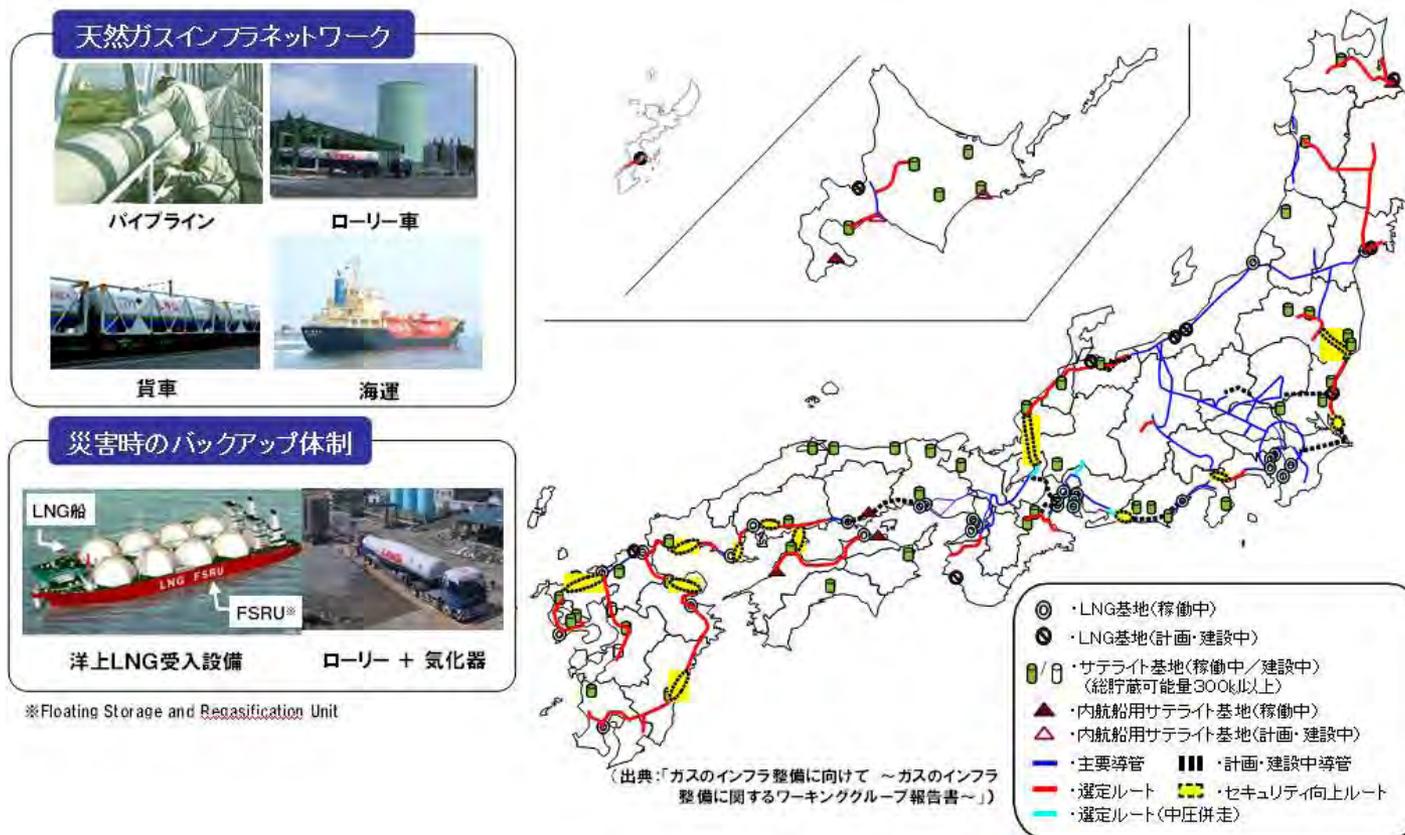
原子力で不足する供給電力は、再生可能エネルギー、コージェネレーションの導入による電源確保と、省エネ・節電による需要削減によって対応



都市ガス業界の取組み	課題	規制・制度改革要望
再生可能エネルギーの導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>再エネ導入のインセンティブ付与</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 太陽熱に関する環境価値取引促進のための計量方法の見直し</li> </ul>
コージェネを核としたスマートエネルギーネットワーク、スマートコミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>コージェネ導入インセンティブ付与</li> <li>導入費用のコストダウン</li> <li>電気事業制度見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ CO2削減対策による削減量の評価方法の規定</li> <li>○ コージェネを導入する建築物の建ぺい率・壁面線等の取扱い緩和</li> <li>○ コージェネの立地法上での取扱い緩和（環境施設とみなす）</li> <li>○ ガスタービン取替えにおける工事計画の事前届出が必要な出力の緩和</li> <li>◎ 電気事業法の自営線供給に関する要件緩和措置</li> </ul>

## 国内天然ガス供給ネットワークの強化

天然ガスを全国各地に供給する、多様な手段によるインフラネットワークの強化



課 題	規制・制度改革要望
インフラ整備の期間短縮とコストダウン	◎ 幹線工事における土壌汚染対策法届出に添付すべき書類の簡素化 ○ 土地形質変更届出時の飲用井戸情報の事前把握と事業者への情報提供 ◎ 農地の公益特権の整備及び明確化

## 規制・制度改革アクションプランの重点項目

エネルギー・環境会議で重点項目として提示された26項目の着実な実行を要望

### 電力システム改革(9項目)

～来夏を目指した  
多様な主体の参画の促進～

#### (1)分散型電源の活用拡大

～自家発や再エネ等の分散型電源の  
参入促進とこれを支える送配電事業の  
中立性・公平性強化

- ・自家発の故障時等に備えた「自家発補給契約」の負担の実質的引き下げ
- ・発電と需要の「同時同量ルール」に基づくインバランス料金の引き下げ
- ・自家発余剰電力の有効活用のための電力会社の系統(送電網)の活用
- ・送電における広域的運用の実施
- ・再生可能エネルギーの優先接続・優先給電ルールの整備

#### (2)スマートメーターの導入促進と柔軟な電気料金メニューの設定

- ・柔軟な料金メニューの設定による需要家に対するピークカット・省エネ誘因強化
- ・5年間の集中導入プランに対応したスマートメーターの導入加速化のための制度的枠組み
- ・スマートメーターのインターフェースの標準化

#### (3)卸市場の活性化によるコスト低減

- ・卸・IPPの発電余力の活用

### 再生可能エネルギー導入(9項目)

～供給構造の改革～

#### (1)太陽光発電

- ・電気事業法上の保安規制の見直し
- ・工場立地法上の取扱いの見直し

#### (2)風力発電

- ・自然公園における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドラインの見直しの検討
- ・洋上風力発電に関する制度環境の整備

#### (3)地熱発電

- ・自然公園法に基づく立地規制の許可要件の明確化等
- ・温泉法における掘削許可の判断基準の考え方の策定

#### (4)小水力発電・バイオマス

#### (5)共通項目

- ・農山漁村の再エネ促進の新法による、農山漁村における導入促進に係る農林地等の利用調整の円滑化
- ・国有林野における許可要件・基準の見直し
- ・地球温暖化対策地方公共団体における再生可能エネルギー等導入の位置づけ明確化

### 省エネルギー推進(8項目)

～需要構造の改革～

#### (1)需要側における電力ピーク対策の導入

- ・省エネ法における電力ピーク対策の積極評価
- ・需要側の電力ピーク対策における供給事業者側の協力

#### (2)蓄電池の利用拡大

- ・消防法に基づくリチウムイオン電池の取扱い規制の見直し
- ・リチウムイオン電池の非常用電源としての使用解禁

#### (3)民生部門を中心とした省エネ規制の徹底・強化

- ・住宅・建築物の省エネ基準の見直し
- ・住宅・建築物のラベリング制度の充実
- ・省エネ法等による住宅・建築物の省エネ基準適合の段階的義務化

#### (4)熱エネルギーの有効利用の促進

- ・熱エネルギーの活用のための制度整備

## 新規規制・制度改革要望 ①天然ガスシフト・高度利用の推進

### 産業部門における熱需要の天然ガス転換／業務用・家庭用部門における省エネ・低炭素化

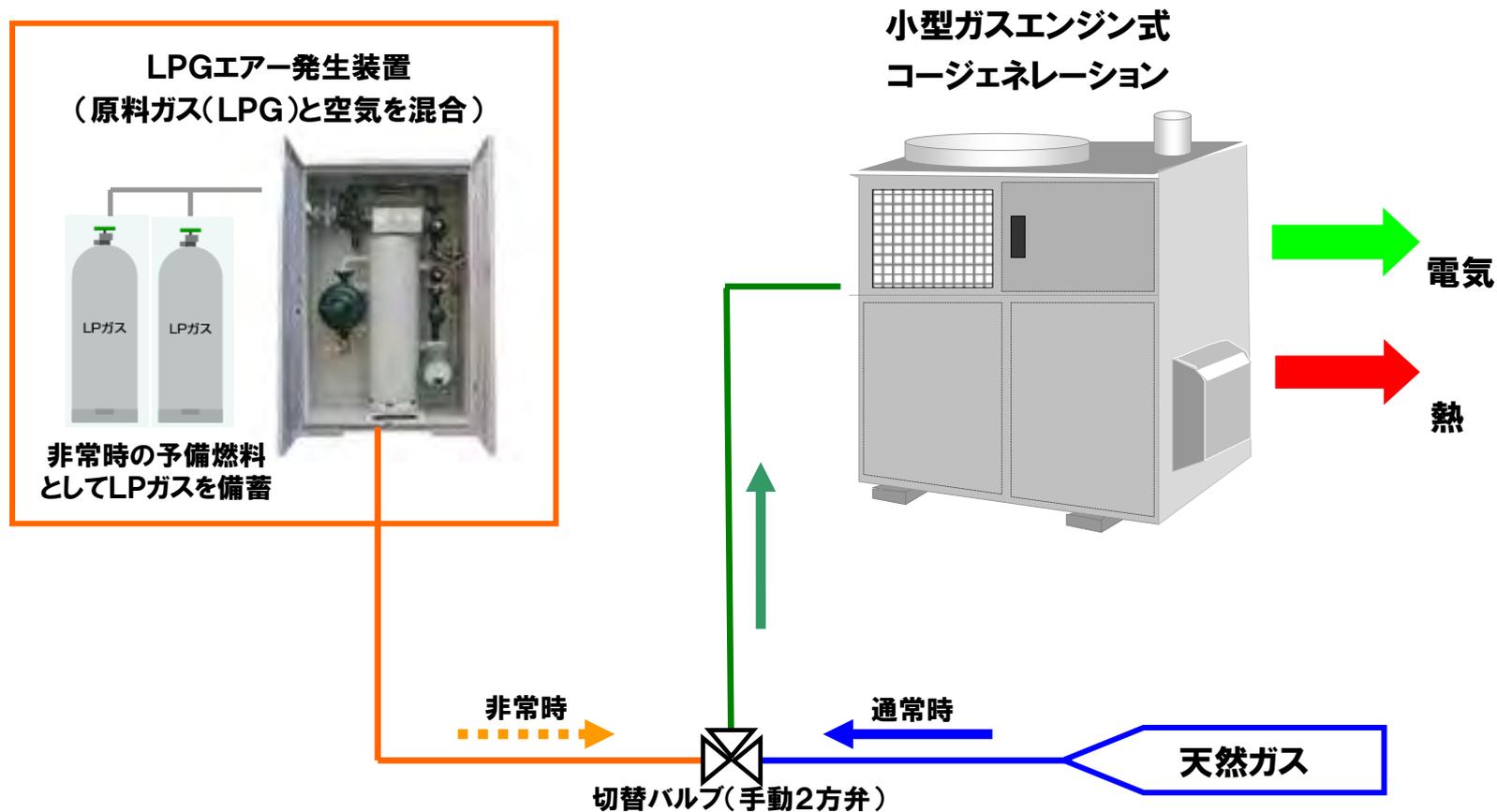
規制改革事項	要望内容	要望の背景、具体的内容
<p>LNGサテライト設備の危険物施設との離隔距離</p> <p>&lt;消防法 第10条、危険物の規制に関する規則 第12条&gt;</p>	<p>LNGサテライト設備と危険物施設との離隔距離の緩和又は、障壁などでの迂回距離でも離隔距離とみなすことを要望</p>	<p>工場では、燃料以外に危険物を使用している場合がある。LNGサテライト設備と危険物施設との離隔距離は20mとなっており、障壁などでの緩和措置がない。省CO<sub>2</sub>のため、LNGサテライトを設置して天然ガスを導入したいとの事業者の要望も増えているが、LNGサテライト設備の設置場所が限定され、CO<sub>2</sub>削減対策としてのLNGの活用が困難となっている。</p>
<p>家庭用燃料電池の技術基準に関する規制緩和</p> <p>&lt;電気事業法 発電用火力設備の技術基準を定める省令 第30条第2項&gt;</p>	<p>排熱回収熱交換器の下流側は、不燃材ではなく、コストダウンが可能な難燃材でも可とする緩和を要望</p>	<p>第30条第2項において、「燃焼ガスを通ずる部分の材料は、不燃性及び耐食性を有するものでなければならない」と規定されているが、具体的には排熱回収熱交換器の下流は排ガス温度が低いにもかかわらず、不燃性及び耐食性の採用が規定されており、コストアップの要因となっている。※排ガス温度は上流で200℃程度、下流で50℃程度</p> <p>下流側について現在使用している不燃材（ステンレス、鉄板など）から難燃材（樹脂、ポリプロピレンなど）にすることで数万円のコストダウン効果が見込まれる。また、第34条（非常停止装置）の解釈49条で筐体内温度が上昇した場合、非常停止装置を設置することが規定されており、2重の規制体系となっている。</p>

## 新規規制・制度改革要望 ①天然ガスシフト・高度利用の推進

### 産業部門における熱需要の天然ガス転換／業務用・家庭用部門における省エネ・低炭素化

規制改革事項	要望内容	要望の背景、具体的内容
集合住宅における小出力発電設備の要件緩和  <電気事業法 第38条、施行規則 第48条第4項>	太陽光発電での規制緩和と同様に、ガスエンジン発電機、燃料電池等の小出力発電における設備容量の緩和を要望	電気事業法第38条の規定により小出力発電設備以外の発電設備を設置している場合は、事業用電気工作物となり、第39条からの事業用電気工作物の規定が適用されるが、現在小出力発電設備とされている10kW未満のものと、25kW等のものでは機器の安全性に違いはない。 集合住宅等でガスエンジン発電機（10kW以上）小出力発電設備を設置する場合、保安規程の作成義務、電気主任技術者の設置義務などが生じるため、小出力発電設備普及の弊害となっている。 この規制緩和により集合住宅等へのコージェネ普及拡大が図られる。
用途地域による危険物貯蔵の規制緩和 （防災型マンションコージェネ備蓄燃料貯蔵の緩和）  <建築基準法 第48条、施行令 第130条の9>	集合住宅の建設可能な用途地域における危険物貯蔵が可能となるような規制緩和もしくはガイドライン等の制定により、防災対応を目的としたコージェネレーションの設置が可能となるような措置を要望	コージェネレーションシステムを防災対応型とする場合、液化石油ガス（LPGエア）の備蓄対応が必要となるが、特に集合住宅等に設置した場合、用途地域が第一種・第二種低層住専、第一種中・高層住専となるため、危険物貯蔵ができず、防災対策が困難となる。  なお、液化石油事業用の貯蔵については、第一種・第二種低層住専、第一種中・高層住専において3.5tまでの貯蔵が認められている。

**(参考)防災型マンションコージェネの供給形態イメージ**



**非常時はLPGエア-に切り替えて  
コージェネの運転を継続**

## 新規規制・制度改革要望 ①天然ガスシフト・高度利用の推進

### 輸送部門におけるエネルギーの多様化

規制改革事項	要望内容	要望の背景、具体的内容
天然ガス自動車の高圧ガス容器に関する保安基準への海外規格の追加 <道路運送車両の保安基準 第17条、高圧ガス保安法 容器保安規則 第17条>	保安基準の細目を定める告示に高圧ガス保安法・容器保安規則の容器だけでなく、海外規格の容器も認めることを要望	天然ガス自動車に搭載する容器は、高圧ガス保安法の容器保安規則に規定するものでなければならないとされており、海外規格（例えばEU規格、ISO規格、ANSI規格等）の容器を採用することはできない。 また、海外で市販されている天然ガス自動車を輸入する際にも容器保安規則に則る必要があり、搭載されている海外規格の容器を下ろし、別途購入した容器保安規則に合致した容器を搭載し直す必要がある。しかしながら、日本の容器の基準は海外の基準を基にできており、大半が同じ内容となっており、安全性についてもほぼ同様と考えられるため、海外規格の容器を認めること及び海外から輸入した容器については日本での型式認証を不要とすることを要望する。 LPG自動車業界からもLPG車について同様の要望があり、対応として「ECE基準（国連欧州経済委員会）の受入」も考えられる。
天然ガス自動車の容器再検査期間の変更 <高圧ガス保安法 第48条第1項5号、容器保安規則 第24条第1項5号>	天然ガス自動車の圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の容器再検査を実施する期間について「道路運送車両法第62条の検査までの期間」とすることを要望	天然ガス自動車の圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の容器再検査を実施する期間については、経過年数4年以下のものは4年、経過年数4年を超えるものは2年1ヶ月と定められているが、車両の継続検査（車検）の期間と異なるため、ユーザーは車両1台に対して車検とは別のタイミングで容器再検査を実施する必要がある。車検と同一のタイミングにすることにより容器と車検の同時検査によるコストダウンおよび容器の検査漏れの防止に寄与する。
登録前の乗用車を天然ガス自動車に改造する場合に適用される試験のうち振動試験を免除する緩和 <道路運送車両の保安基準の細目を定める告示 第20条>	登録前の乗用車を天然ガス自動車に改造する場合は、「指定自動車等以外の自動車」として取扱い、「自動車燃料ガス容器取付部の技術基準」に定められた試験のうち振動試験を免除することを要望	未登録の乗用車を天然ガス自動車に改造する場合には、後改造車にも関わらず指定自動車（型式について指定を受けた自動車）とみなされ、指「道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示」の「自動車燃料ガス容器取付部の技術基準」、いわゆる振動試験への適合が求められているが、本来改造自動車は指定自動車には該当せず、「指定自動車等以外の自動車」に該当するものであり、振動試験は不要とするべきである。 また、実際の容器取付改造に際しては「CNG自動車構造取扱基準」の燃料装置の取付方法の基準に従い強固に固定され、改造申請時には「ガス容器取付部強度検討書」を添付するよう明確化されており、安全性は確保できている。 なお、LPG自動車業界からも同様の要望がある。

**(参考)天然ガス自動車の高圧ガス容器に関する保安基準比較(概要)**

	高圧ガス保安法 (日本例示基準)	ISO11439 (国際基準)	ECE-R110 (欧州基準)	NGV2 (米国基準)
容器の 使用期限	<b>15年</b> (現在,20年への改正を 要望中)	<b>20年</b>	<b>20年</b>	<b>25年</b> 10年以上 25年を超えない範囲
常温圧力 サイクル試験	<b>45,000回</b> (750回/年×15年×4) 安全係数:4	<b>45,000回</b> 1,000回/年を想定 (参考:750回/年とすると 20年使用で,安全係数:3 )	<b>45,000回</b> 1,000回/年を想定 (参考:750回/年とすると 20年使用で,安全係数:3 )	<b>使用寿命年数 ×2,250回</b> (750回/年×3) 安全係数:3
TYPE4容器の ガス透過量	漏れのないこと	0.25ml/L/時	0.25ml/L/時	0.25ml/L/時
TYPE2容器 (フープラップ容器) TYPE3容器 (フルラップ容器) の材質	アルミニウム材のみ (炭素鋼,マンガン 鋼,クロムモリブデン 鋼,ステンレス鋼等 の鋼材は不可)	アルミニウム材 又は 鋼材	アルミニウム材 又は 鋼材	アルミニウム材 又は 鋼材

圧縮天然ガス(CNG)自動車燃料装置用容器の比較

## 新規規制・制度改革要望 ①天然ガスシフト・高度利用の推進

### 輸送部門におけるエネルギーの多様化

規制改革事項	要望内容	要望の背景、具体的内容
<p>圧縮天然ガス自動車の充てん設備の蓄ガス量上限の緩和</p> <p>&lt;建築基準法施行令 第130条の9&gt;</p>	<p>住居系地域や商業系地域等における圧縮天然ガス自動車の充填設備の蓄ガス量の拡大を要望</p> <p>現行：住居系地域350Nm<sup>3</sup>、商業系地域700Nm<sup>3</sup>、準工業地域3,500Nm<sup>3</sup>、工業地域無制限</p> <p>⇒住居系地域1,000Nm<sup>3</sup>、商業系地域2,000Nm<sup>3</sup>、準工業地域10,000Nm<sup>3</sup></p>	<p>圧縮ガスの貯蔵は、建築基準法施行令で定められ、ガス種や貯蔵形態には関係なく一律の貯蔵上限量である。そのため、商業地域や住居系地域では蓄ガス量が少なく、実用的な規模の天然ガススタンド建設が困難となっている。天然ガススタンドは蓄ガス器等への緊急遮断弁の設置や感震装置設置などの安全対策がなされており、設備の安全信頼性は高い。</p> <p>蓄ガス量上限を拡大できれば、スタンドの新設や既設の能力アップが容易となる。</p>
<p>圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の充てん終了圧力の緩和</p> <p>&lt;高圧ガス保安法 第48条第4項、容器保安規則 第2条25号及び第8条12号&gt;</p>	<p>圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の充填終了圧力について、ディスペンサーの設計温度に応じた圧力までの緩和を要望</p>	<p>圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の充てん終了圧力は、高圧ガス保安法第48条4項、容器保安規則第8条第12号により、容器にFP20Mと刻印を打ち、20MPa以下でしか充てんを行うことができない。しかしながら、容器保安規則第2条第25号の最高充てん圧力の考え方によれば、「35度においてその容器に充てんすることができるガスの圧力のうち最高のもの」とされている。ディスペンサーの設計温度に応じた圧力までの充てんが可能となることによって充てん量が増え、一充てん当たりの走行距離を延ばすことができる。</p>

## 新規規制・制度改革要望 ②分散型エネルギーシステムの普及拡大 再生可能エネルギーの導入加速

規制改革事項	要望内容	要望の背景、具体的内容
<p>太陽熱に関する環境価値取引促進のための計量方法の見直し</p>	<p>太陽熱の環境価値を証明・取引するための熱計量に関して、配管径40mm以下の小規模の熱計量に対しては特定計量器の使用義務を緩和し、より低コストの熱計量が認められることを要望</p>	<p>太陽熱等のグリーン熱について、その環境価値を証明・取引して普及を後押しするためのグリーン熱証書制度が立ち上がっている。しかし、家庭用太陽熱給湯設備など小規模の太陽熱については、グリーン熱証書の活用が進んでいない。その主な理由として、環境価値を証明・取引するための熱計量が計量法第十六条の対象であり、特定計量器の使用が義務付けられているため熱計量コストが高額になり、環境価値の証明が進まないことが挙げられる。海外ではシミュレーションによる評価も行われており、計量コストの低減が図られている。</p> <p>配管径40mm以下の小規模の太陽熱利用システムに対しては、環境価値の証明・取引の目的での熱計量について、特定計量器を用いないより低コストな熱計量も認めていただきたい。</p> <p>例えば、太陽熱利用設備に付属する簡易な流量計・温度計の測定結果を元に熱量を算定する「簡易計量」や、国が指定する認証試験機関による同種のシステムを導入したユーザの一部に対する1年間程度のサンプリング調査を元に熱量を推計する「みなし計量」などの熱計量も認めていただき、精度に合わせた熱証書を効率的に発行・取引することを可能していただきたい。</p>

## 新規規制・制度改革要望 ②分散型エネルギーシステムの普及拡大 コージェネを核としたスマートエネルギーネットワーク、スマートコミュニティ

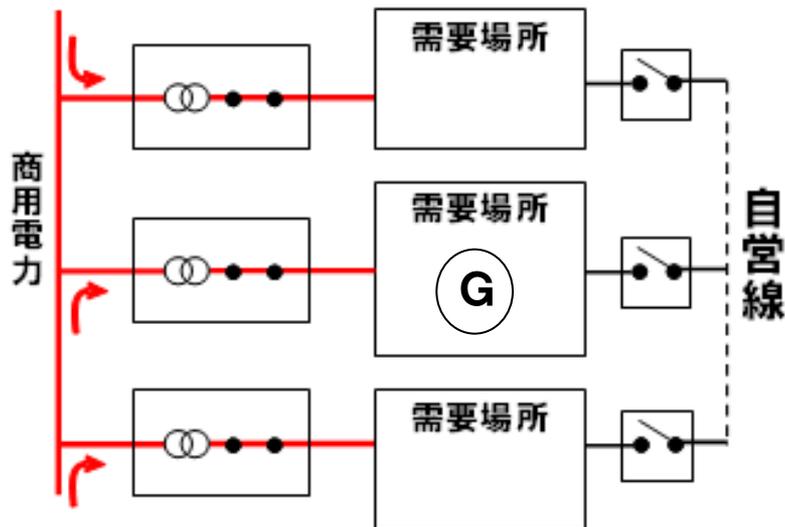
規制改革事項	要望内容	要望の背景、具体的内容
<p>CO<sub>2</sub>削減対策による削減量の評価方法の規定</p> <p>&lt;温暖化対策推進法&gt;</p>	<p>温対法において、「削減量」(様式2)の算定方法を規定することを要望</p>	<p>温暖化対策推進法温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度においては、「削減量」についての算定方法が明確に規定されていない。事業者が実施する対策の削減効果については一般に、「排出量」の差分が用いられることが多い。しかし、この方法では、削減効果が適正に評価されない場合がある。例えば、太陽光発電やコージェネ、LED電球の導入等の省電力対策によるCO<sub>2</sub>削減効果は、電気の需要家が行った省電力が電力の供給側に与える影響を想定し、算定すべきである。すなわち、省電力によって電力の需要が減った分、稼動を調整するなどの影響を受ける電源を想定し、その係数を用いて算定すべき。</p>
<p>建築物の建ぺい率・壁面線・高さ制限等の取扱の緩和</p> <p>&lt;建築基準法 第47条、第53条、56条&gt;</p>	<p>コージェネ等を導入することで環境低負荷に貢献できる施設に対しては、壁面線(第47条)、建ぺい率(第53条)、高さ制限(第56条)について緩和のインセンティブを付加することを要望</p>	<p>コージェネレーション等の環境負荷低減に資する施設の導入を進める上で、設置スペース制約から導入が促進されないケースがある。容積率については、「建築基準法第52条第14項第1号の規定の運用等について(技術的助言)H23年3月25日」において、コージェネの導入に際して緩和が認められているが、その場合でも高さや壁面線等の制限により、緩和措置を十分に活用できないケースがある。よって、容積率緩和のインセンティブを確実に実現し、建築物の価値向上につなげるためにも、建ぺい率、壁面線、高さ制限等の規制の緩和を要望するものである。</p> <p>なお震災以降、地域防災の観点からもコージェネ等を導入する施設に関心が高まっているが、津波対策のため機器の設置スペースを従来の地下から地上階に確保する必要性が生じ、経済性等の面からさらにコージェネ等の導入が難しくなっている事例などが見られる。容積率緩和のインセンティブを十分に生かし、施設の価値をあげるためにも、上記緩和を要望する。</p>

## 新規規制・制度改革要望 ②分散型エネルギーシステムの普及拡大 コージェネを核としたスマートエネルギーネットワーク、スマートコミュニティ

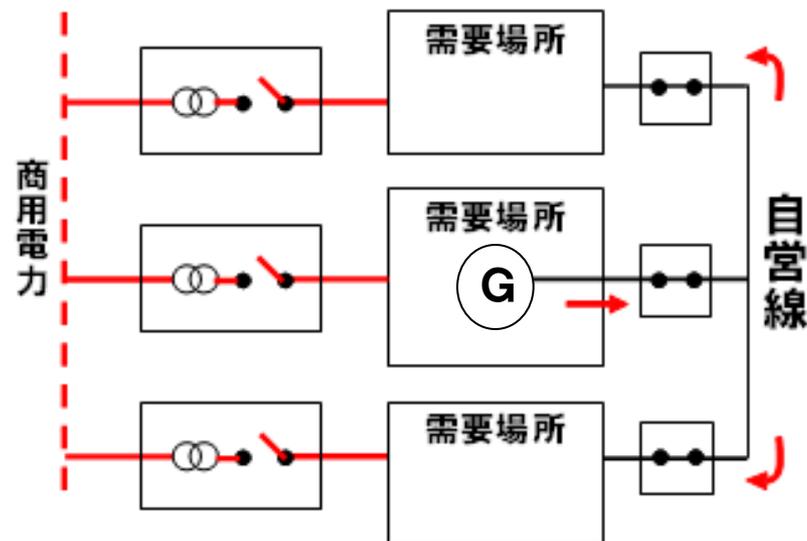
規制改革事項	要望内容	要望の背景、具体的内容
<p>コージェネの工場立地法上での取り扱いの緩和</p> <p>&lt;工場立地法施行規則 第4条&gt;</p>	<p>コージェネを環境施設と位置づけ、設置に必要な面積は環境施設の面積とみなすことを要望</p>	<p>工場立地法では、工場の敷地に占める生産施設面積の比率を、業種により30～65%と規定すると同時に、緑地を含む環境施設の面積を25%以上と定めている。既存の工場の場合、コージェネの新規導入において、緑地面積等の比率を確保することが困難であり、導入の妨げとなっている。コージェネは省エネ・省CO2に資する設備であり、災害時の非常電源としての使用も可能で、周辺地域に対して防災・保安効果も見込まれる。</p>
<p>ガスタービン取替えにおける工事計画の事前届出が必要な出力の緩和</p> <p>&lt;電気事業法施行規則 第62条、第65条、別表二&gt;</p>	<p>工事計画の事前届出が必要ないガスタービンの発電出力を「5万kW未満」まで拡大することを要望</p>	<p>近年、航空機エンジン技術を応用した5万kW程度までのガスタービン市場への普及が進んでいる。航空機用エンジンは比較的軽量であり、メンテナンスは、ローテーション方式（取替え方式）が主流となっている。この方式により、設備の停止期間が短縮でき、電力供給支障へ与える影響が軽減される。しかし、電気事業法第48条第2項により、1万kW以上のガスタービンの取替えは事前届出が必要で、届出受理から30日経過しないと工事を開始できず、不具合により急な取替えの必要が生じた場合、30日間の供給支障が生じるため、ユーザーには大きな問題が生じる。近年、メーカーは5万kW程度までのガスタービンのシリーズ化を行っており、設計思想は1万kWと同じであるため、安全性についても同等程度が確保できる。</p>
<p>電気事業法の自営線供給に関する要件緩和措置</p> <p>&lt;電気事業法 第2条、第16条、第17条、電気事業法施行規則 第21条&gt;</p>	<p>非常時には自営線を介して、常用兼用非常用発電機で発電した電気の電気融通を図るため、電気事業法上における自営線供給の要件緩和（特定供給の許可要件の要件緩和、および、複数の需要場所へのいわゆる「自営線PPS」供給における技術的要件明確化）を要望</p>	<p>非常時において電源を確保するためには、自家発電設備で発電した電気を、一般電気事業者の系統ネットワークとは独立した自営線を介して送電する必要がある。しかしながら、都心部においてはスペース等の関係で自家発電設備を同一敷地内に設置することが難しいケースが多く、非常時において当該自家発電設備で発電した電気を、自営線を介して道路などを挟んだ複数の建物間で融通するニーズが高い。</p> <p>従って、別の敷地に設置した自家発電設備で発電した電気を隣接する需要場所に送電するために、電気事業法の特定供給の許可要件に関する特例（非常時に自営線で電力融通する行為について特定供給の許可の対象とし、かつ、道路などの空間占有についても義務占有に準じる取扱いとする）および、当該自家発電設備で発電した電気を自営線を介して別の建物（系統と別受電）に送電するため技術的要件の明確化（自営線PPS供給の場合も含む）を要望するもの。</p>

**(参考)緊急時の自営線による電力融通の供給形態イメージ**

**通常時(系統利用)**



**非常時(自営線利用)**



## 新規規制・制度改革要望 ③天然ガス普及拡大のための基盤強化

### 国内天然ガス供給ネットワークの整備

規制改革事項	要望内容	要望の背景、具体的内容
<p>幹線工事における土対法届出に添付すべき書類の簡素化</p> <p>&lt;土壌汚染対策法 第4条&gt;</p>	<p>主に道路部分を広範囲（長距離）にわたって改変する工事において、土壌汚染対策法4条の届出に必要な書類の簡素化を要望</p>	<p>現状では土壌汚染対策法4条申請において、幹線工事等広範囲にわたる届出の際に、対象範囲全ての公図、登記簿、地主の同意書が求められることがあるが、対象道路部分全ての公図・登記簿を準備することは非合理的である。道路部分については、道路占用にかかる書類（許可書写しおよび許可申請書添付書類）で掘削場所、掘削面積、深さを把握することができ、公図や登記簿等と代用可能であるため、道路占用にかかる書類による代用を認めるべき。</p>
<p>飲用井戸情報の事前把握と事業者への情報提供</p> <p>&lt;土壌汚染対策法 第4条、第6条、第11条&gt;</p>	<p>土地の形質変更の届出の際に土壌の汚染状態が指定基準を超過した場合に必要となる、行政による「健康被害の恐れ判断」（飲用井戸の有無の確認）について①時間の短縮、②飲用停止の指導を要望</p>	<p>改正土壌汚染対策法では、行政の判断により健康被害の恐れがない「形質変更時要届出区域」と健康被害の恐れがあるため措置が必要となる「要措置区域」への指定がなされるが、行政による健康被害の判断（飲用井戸の有無の確認）に1～2ヶ月を要するケースがある。</p> <p>①行政は管轄区域内の飲用井戸情報について事前に把握、4条届出ないし14条申請の届出者に対し、届出時点で調査対象物質の影響範囲に飲用井戸が存在するか伝えるべき。</p> <p>②また調査結果から基準超過物質の影響範囲に飲用井戸が存在する場合には、迅速且つ的確な対策を検討実施するため、届出者に対し井戸の位置情報を提供して頂きたい。また行政より飲用停止を指導できるようにするべき。</p>

## 第1・2クールで取り上げられた規制・制度改革項目

### ■第1クール

規制改革事項	閣議決定された対処方針	規制・制度改革の実施状況と要望事項
<p>燃料電池自動車・水素ステーション設置に係る規制の再点検</p>	<p>①平成17年の高圧ガス保安法改正に基づく水素ステーションに係る具体的な仕様等を示す「例示基準」を作成・通知する。                      &lt;平成22年度中措置&gt;</p> <p>②例示基準策定後、合理的な水素貯蔵量の基準について、許可に係る技術的助言を行う。                      &lt;例示基準策定後、速やかに措置&gt;</p> <p>③平成27年の燃料電池自動車・水素ステーションの普及開始を行うため、安全確保の観点から行われている規制のうち、事業化を阻害している規制について、技術進歩を見極めつつ、また、国際標準の議論にも配慮し、技術の進展に円滑に対応できる性能規定化を図るよう、再点検を行う。再点検及びその結果を踏まえた対応について関係省庁（経済産業省・国土交通省・消防庁）間にて調整した上で今後の具体的な工程表を作成する。                      &lt;平成22年中措置&gt;</p>	<p>&lt;実施状況&gt;</p> <p>①「一般高圧ガス保安規制の機能性基準の運用について及びコンビナート等保安規則の機能性基準の運用についての一部を改正する規程を公布・施行済み</p> <p>②建築基準法第48条に基づく例外許可にかかる技術的助言を発出（水素スタンドにおける圧縮水素の貯蔵又は処理に対する建築基準法第48条の規定に基づく許可の運用について（平成23年3月25日住宅局市街地建築課長通知））</p> <p>③「規制の再点検に係る工程表 2015年の燃料電池自動車・水素ステーションの普及開始に向けて、実施すべき事項」作成・公表</p> <p>&lt;要望事項&gt;</p> <p>・③で作成された工程表に基づいた実効性のある規制・制度改革を要望する。</p>
<p>コージェネレーションの普及拡大及び排熱の利用拡大に向けた道路法の運用改善（熱供給導管の埋設に係る道路占用許可の合理化）</p>	<p>熱供給事業法の規定に基づき道路に設けられる熱供給導管の道路占用許可については、建設省道政発第62号を改めて周知徹底する。また、熱供給事業法に定める熱供給導管以外の熱供給導管についても、温暖化ガスの排出削減を促進する観点から、道路法第32条第1項第2号に規定する占用許可対象物件に該当する旨を文書により周知する。                      &lt;平成22年度中措置&gt;</p>	<p>&lt;実施状況&gt;</p> <p>熱供給導管の道路占用の取扱いについて、平成22年7月14日に各道路管理者へ事務連絡（「位置特定インフラ及び熱供給導管の道路占用の取扱いについて」）を発出し周知。</p>

## 第1・2クールで取り上げられた規制・制度改革項目

### ■第2クール

規制改革事項	閣議決定された対処方針	規制・制度改革の実施状況と要望事項
<p>潜熱回収型給湯器ドレン排水処理に関する行政手続の統一化</p>	<p>自治体が潜熱回収型給湯器ドレン排水の雨水管への排出を認める条例を制定する際の判断材料として、水質や公衆衛生の観点からガイドラインを策定する。                      &lt;平成23年度中措置&gt;</p>	<p>平成23年度中のガイドライン策定に向けて、担当省庁（国交省下水道企画課）において業界団体・主要自治体とともにWGを構成し、検討を進めていただいている。</p>
<p>農地におけるガス事業の公益特権の整備及び明確化</p>	<p>①農地転用が認められた事業実施に際し、機材の保管や重機等の搬入出用、立て杭用として一時的に農地転用許可を受けていない農地を仮設用地に利用する場合については、農地転用許可ではなく、一時転用許可で足る旨、周知徹底する。                      &lt;平成23年度中措置&gt;</p> <p>②ガス事業法によるガス工作物の設置又は管理に係る行為は、公益性が特に高いと認められる事業として、農用地区域内での開発行為に関して都道府県知事の許可が不要とされていることを周知徹底する。                      &lt;平成23年度中措置&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・①、②の周知徹底については対処方針のとおり進めていただきたい。</li> <li>・②のとおり、農用地区域内での開発行為に関しては都道府県知事の許可は不要である。しかし、開発行為の前提となる当該土地の権利取得には農地転用許可が必要であり、農地転用許可を得るには農用地区域から除外しなければならないこととされている。                          すなわち、現行法制度では、農用地区域内での開発行為に関する特例措置の恩恵を受けることができない状況にある。                          農用地区域除外の手続を省略し、農用地区域内での開発行為を円滑に行うため、ガス事業についても電気事業や電気通信事業と同じく農地法第3条、第4条、第5条の許可を不要とする措置を求める。</li> </ul>

## 第1・2クールで取り上げられた規制・制度改革項目

### ■第2クール

規制改革事項	対処方針	規制・制度改革の実施状況と要望事項
<p>ガスパイプラインのインフラ整備に資する占用許可要件等の柔軟化・明確化</p>	<p>○河川</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>河川近傍における占用施設の安全性確保の観点も踏まえ、河川の一部を縦断する占用に対して、どのような社会的な要請があるかを明らかにして、河川の規模や状況等に応じた、治水上問題とならない縦断占用の要件等を明確化する方向で検討し、結論を得る。                      &lt;平成22年度検討開始、平成23年度中結論&gt;</li> <li>また、河川区域内での防護装置についても、二重構造と同程度の安全性を有する一重構造が実用可能かについて技術的な調査を実施する。                      &lt;平成22年度検討開始、平成23年度中結論&gt;</li> </ul>	<p>対処方針で示された内容の早期の対応を要望する。パイプライン設置を柔軟に認める方向で検討を進めていただきたい。</p>
	<p>○道路</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会インフラの整備に係る港湾施設としての道路の占用許可要件について、国土交通省は、港湾管理者が行っている事務についての実態調査を行い、道路法の取扱い（義務的占用）を参考とし、占用条件の明確化が可能となる方向で検討し、結論を得る。その上で、関係港湾管理者に対して、当該事務の取扱いを通知する。                      &lt;平成22年度検討開始、平成23年度中結論・措置&gt;</li> <li>高速道路については、道路法に基づく義務的占用の対象であり、許可基準（手続・技術的基準）も一般道路等と同様の取扱いとなることについて関係道路管理者に対して、周知する。                      &lt;平成23年度中措置&gt;</li> </ul>	
	<p>○公共用地等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会インフラの整備に係る都市公園の占用許可要件等について、手続の円滑化を図る観点から、公益的事業に係る施設による都市公園の公益性等を考慮した占用許可の考え方を公園管理者（地方公共団体）に周知する。                      &lt;平成23年度中措置&gt;</li> </ul>	
	<p>○農業用道路</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会インフラの整備に係る地方公共団体及び土地改良区が所有する農業用道路の占用許可要件等について、農林水産省は、道路法の取扱い（義務的占用）を参考とし、占用条件の明確化が可能となる方向で検討し、結論を得る。その上で、関係地方公共団体等に対して、当該事務の取扱いを通知する。                      &lt;平成23年度中結論・措置&gt;</li> </ul>	